

高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画を策定しました

町では、高齢者の福祉・介護の基本方針となる「稲美町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」を3年ごとに見直しています

高齢者福祉計画は、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、生きがいづくりと健康づくり、福祉のまちづくりや保健福祉サービスなど、町が取り組む施策をまとめた計画です。

また、介護保険事業計画は、介護保険制度に関する具体的な施策をまとめた計画で、施設整備や介護保険料などを決めていきます。

これらの計画は、社会情勢の変化や高齢者人口、要支援・要介護認定者の推移、介護保険サービスの見込み量などを考慮しながら3年ごとに見直しています。稲美町においても、保健・医療・福祉分野の専門家や公募による委員などで構成される改定協力者連絡会で審議を行い、計画を作りました。

今回の計画では、これまで進めてきた、高齢者が住み慣れた地域において医療・介護・予防・生活支援が包括的に提供されることを目指した「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進していきます。

①認知症施策を推進します

認知症高齢者や家族が安心して暮らせるよう、平成30年度からは新たに認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が1カ所開設されます。

②介護予防事業を充実します

いきいき広場・いきいきミニ広場・いきいきサロン・いきいきセミナーなどの介護予防事業を充実します。

介護保険料の基準額は月額5,000円

段階	対象	年間保険料(料率)	
第1段階	生活保護の受給者	27,000円(0.45)	
	世帯全員が町民税非課税 高齢福祉年金の受給者 本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人		
第2段階	本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人	39,000円(0.65)	
第3段階	本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える人	45,000円(0.75)	
第4段階	世帯に町民税課税者がいる 本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	51,000円(0.85)	
第5段階(基準)	本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える人	60,000円(1.0)	
第6段階	本人が町民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の人	69,000円(1.15)
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	75,000円(1.25)
第8段階		本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	90,000円(1.5)
第9段階		本人の前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	102,000円(1.7)
第10段階		本人の前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	108,000円(1.8)
第11段階		本人の前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	120,000円(2.0)
第12段階		本人の前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	126,000円(2.1)
第13段階	本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	132,000円(2.2)	

※各段階の年間保険料は、基準月額5,000円/月×12月×料率で算出します。
 ※第1段階の料率を0.5から0.45に軽減し、低所得者の負担軽減を実施します。
 ※第2号被保険者(40～64歳の人)の保険料は、加入している医療保険(国民健康保険、健康保険、共済組合)により異なります。詳しくは、それぞれの窓口へお問い合わせください。

65歳以上の人の介護保険料が変わります

65歳以上の人の介護保険料は、今後3年間で必要と見込まれる介護保険サービスに係る費用を基に算出します。また、高齢者の負担能力に配慮した保険料を設定するため、保険料の段階設定を13段階に区分しました。(左表参照)
 さらに町準備基金を取り崩し、保険料の上昇を抑えた結果、平成30年度の保険料基準月額額は5,000円になりました。



高齢者用肺炎球菌ワクチン接種のお知らせ

平成30年度に対象となる人には、4月下旬に予診票等を郵送しますので、ご確認ください。
 ※定期接種として接種できるのは、今年度1回限りです。

■平成30年度対象(平成31年4月1日までの誕生日で対象年齢となる人)

- ①平成30年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる人(1回接種)
- ②60歳以上65歳未満の人であって、心臓、じん臓または呼吸器に重い障害のある人など(1回接種)

■接種期間 予診票の到着日(4月下旬郵送予定)から平成31年3月31日(日)まで

■接種費用 4,000円(実際の費用は総額約8,000円ですが、町が半額程度負担しています)

(自己負担分) ※生活保護法による被保護世帯、または町民税非課税世帯の人には接種費用を全額助成します。
 ※接種前に助成券申請手続きが必要ですので、健康保険証などをお持ちのうえ健康福祉課へお越しください(4月2日(月)から受け付けます)。ただし、介護保険料額決定通知書(最新年度分で介護保険料区分が1～3段階のものに限る)を協力医療機関に提示する場合は、手続きは不要です。

■必要なもの ①予診票(4月下旬に郵送します)、②健康手帳(接種を記録します)、③町内に住んでいることを確認できるもの(健康保険証など)

■その他 ・既に肺炎球菌ワクチンを接種したことがある人は、対象外となります。 ・予診票が届くまでに接種を希望する人は、健康福祉課にお問い合わせください。

■問合せ先 健康福祉課 健康推進係 ☎492-9138

「稲美町ヘルスの会」会員養成講座

『健康のための栄養教室』 受講生募集



「稲美町ヘルスの会」とは、健康レシピの考案や親子料理教室の開催、いきいき広場での食事提供など、「食」から広がる健康生活を町内外に発信するために活動しているボランティア団体です。

自分や家族はもちろん、地域の健康の源である『食』を楽しく学び、教室終了後はボランティアと一緒に活動しましょう!

◆とき 9:30～12:00
 (調理実習のときは13:30まで)

◆ところ いきがい創造センターほか

◆対象 教室終了後は「ヘルスの会」において、ボランティア活動ができる人

◆定員 20人(先着順)
 (定員を大きく下回る場合は開講できません)

◆参加費 4,000円(テキスト、調理実習代等)

◆申込期間 4月2日(月)～5月11日(金)

◆申込問合せ先 健康福祉課 健康推進係
 ☎492-9138

回	とき	内容
1	5月29日(火)	開講式/講話(栄養の基礎など)
2	6月5日(火)	調理実習①(3つの器を揃えてバランス食)
3	7月3日(火)	講話(生活習慣病・食生活の現状について)
4	7月17日(火)	誰でもかんたん!運動・体チェックなど
5	8月7日(火)	講話(地域の食育活動・食育推進計画・食中毒について)
6	8月21日(火)	調理実習②(やっぱりメタボを防ぎたい!)
7	9月4日(火)	調理実習③(ピンピンコロリの食事学)
8	9月11日(火)	修了式/交流会

*日程・内容などは変更することがあります。